

令和8年度に特許庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の規定に基づく特許庁の実施庁目標を設定したので、これを公表する。

1. 特許

(1) 審査期間

- ・ 一次審査通知までの平均期間について、「8.5～10.5カ月」とする。
- ・ 早期審査¹の対象案件に関し、早期審査の申出がなされてから一次審査通知までの平均期間について、「3カ月以内」とする。
- ・ スーパー早期審査²の対象案件に関し、スーパー早期審査の申出がなされてから一次審査通知までの平均期間について、「1カ月以内」とする。
- ・ 権利化までの平均期間³について、「13～15カ月」とする。

(2) 審査の質

- ・ コミュニケーションに関するユーザーの評価⁴について、「上位評価割合を65%以上」とする。

¹ 出願人又はライセンスを受けた者がその発明を実施している場合（例えば、その発明を事業化している場合）、外国にも出願している場合、出願人が個人、中小企業等の場合等が対象。

² 出願人又はライセンスを受けた者がその発明を実施しており、かつ、外国にも出願している場合等が対象（ただし、オンライン出願に限る。）。

³ 審査請求日から最終処分（放棄又は取下げを含む）までの期間（出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答を求める場合など、出願人のための制度に基づいて所定の対応をする場合を除く。）。

⁴ 主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

2. 意匠

(1) 審査期間

- 一次審査通知までの平均期間⁵について、「5～7 カ月」とする。
- 早期審査⁶の対象案件について、早期審査の申出がなされてから一次審査通知までの平均期間⁷について、「3 カ月以内」とする。
- 権利化までの平均期間⁸について、「6～8 カ月」とする。

(2) 審査の質

- コミュニケーションに関するユーザーの評価⁴について、「上位評価割合を 70%以上」とする。

⁵ 国際意匠登録出願の場合を除く。

⁶ 第三者が類似する意匠を実施しているなど、権利化について緊急性を要する場合や、外国にも出願している場合、スタートアップによる出願等が対象。

⁷ 出願手続に瑕疵がある場合や、事情説明書の補充を要する場合を除く。

⁸ 出願日から最終処分（放棄又は取下げを含む）までの期間（国際意匠登録出願を除く。また、出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答を求める場合など、出願人のための制度に基づいて所定の対応をする場合を除く。）。

3. 商標

(1) 審査期間

- 一次審査通知までの平均期間⁹について、「5.5～7.5 カ月」とする。
- 早期審査¹⁰の対象案件について、早期審査の申出がなされてから一次審査通知までの平均期間について、「3 カ月以内」とする。
- 権利化までの平均期間¹¹について、「7～9 カ月」とする。

(2) 審査の質

- コミュニケーションに関するユーザーの評価⁴について、「上位評価割合を 65%以上」とする。

⁹ 音などの新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。

¹⁰ 出願人が既に使用中又は使用の準備を相当程度進めており、かつ、第三者が類似するマークを使用している場合、もしくは、外国にも出願しているなど、緊急性を要する場合等が対象。

¹¹ 出願から最終処分までの期間。（音などの新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。また、出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答を求める場合など、出願人のための制度に基づいて所定の対応をする場合を除く。）

4. 審判¹²

(1) 拒絶査定不服審判

- 特許拒絶査定不服審判の標準審理期間¹³について、「13～15 カ月」とする。
- 意匠拒絶査定不服審判の標準審理期間¹³について、「4～6 カ月」とする。
- 商標拒絶査定不服審判の標準審理期間¹³について、「8～10 カ月」とする。

(2) 早期審理¹⁴（拒絶査定不服審判）

特許、意匠及び商標の標準審理期間¹⁵について、「2～4 カ月」とする。

(3) 無効審判

特許、意匠及び商標の標準審理期間¹⁶について、「8～10 カ月」とする。

(4) 異議申立て

標準審理期間¹⁷について、特許では「7～9 カ月」、商標では「5～7 カ月」とする。

¹² 審判における標準審理期間とは、方式調査等終了後、各審判部門に移管されてから審理終結通知発送までの実質的な審理の期間。（特許庁に応答期間の延長を求める事件、中止・中断等がなされる事件、当事者の手続に起因して審理開始後の方式調査等に著しく時間を要した事件、提出された証拠が著しく多い事件、当事者への書類の送達が困難な事件（公示送達等）、国際意匠登録出願に係る事件、審理開始後にマドリッド協定議定書におけるリミテーション等の通報を受けた事件、令和元年改正意匠法により新たに保護対象となる建築物及び画像に係る意匠並びに内装の意匠等に係る事件、新しいタイプの商標に係る事件並びに地域団体商標に係る事件を除く。）。

¹³ 請求人等が補正等を行うことに起因して、特許庁から再度の通知がなされる事件を除く。

¹⁴ 対象となる事件は、脚注 1, 6, 10 等を参照。

¹⁵ 方式調査等終了後に早期審理の申出がなされた場合は、早期審理の申出がなされてからの実質的な審理の期間。

¹⁶ 審決の予告後の訂正等に起因して、訂正拒絶理由通知、無効理由通知又は審決の予告がなされる事件を除く。

¹⁷ 取消理由通知（決定の予告）後の訂正等に起因して、訂正拒絶理由通知、取消理由通知又は取消理由通知（決定の予告）がなされる事件を除く。

5. 出願・登録等

(1) 特許、意匠及び商標の権利登録

① 設定登録

受付から登録原簿への登録までの期間について、書面による場合及び手続に不備がある場合を除き、「3営業日以内」とする。

② 移転登録

受付から登録原簿への登録までの期間について、不備のない手続又は不備が受付から12営業日以内に解消した手続について、「15営業日以内」とする。

(2) 特許、意匠及び商標の公報の発行

原則として、登録日から「10日以内」とする¹⁸。

(3) 出願、登録等に関する問い合わせへの対応

電話の場合は、原則として、「即時（折り返し対応の場合は即日）」、メールの場合は、原則として、「2営業日以内」とする。

¹⁸ 年末年始及びゴールデンウィークを挟む場合並びに編成対象のデータにエラーがある場合を除く。

6. 中小企業支援及びグローバル化への対応

(1) 中堅・中小企業／地方（地域）の知財活用支援

中堅・中小企業における知財意識の向上を図るとともに、競争力の源泉となる知財の戦略的な活用（知財経営¹⁹）を促進することで、企業の「稼ぐ力」を向上させ、付加価値拡大による地域経済の好循環の実現を目指す。

【成果指標²⁰】

- ・ 全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数について、「13,300件以上」とする。

【質的目標²¹】

- ・ 知財経営の実践への支援から得られた知財の活用方法等をモデル的な事例として周知することにより、企業の知財活用の底上げを図る（モデル事例の周知）。
- ・ 関係機関同士のより一層のネットワーク強化を図り、関係機関が実施する各種支援施策についても、相互利用やシームレスな利用を推進し、企業の経営課題に合わせた支援を実施することで、施策効果の向上を図る（「知財経営支援ネットワーク」取組推進）。

なお、以下の指標の動向も踏まえて実施する。

- ・ 新規に特許等の出願を行う中小企業数について、「14,000社以上」とする。

(2) 特許審査ハイウェイ（P P H）の一次審査通知期間²²

特許審査ハイウェイに係る特許出願について、申請後一次審査通知までの平均期間を「3カ月以内」とする。

(3) 新興国の知的財産行政関係者等を対象とする研修

研修対象国・機関について「40カ国・機関以上」、研修人数について「270人以上」とする。

¹⁹ 知的財産を自社の競争力の源泉として経営戦略の中に位置づけ、それを事業活動に組み入れる経営手法。

²⁰ 単年度アウトプット目標として達成を目指す指標。

²¹ 施策の方向性

²² 他庁で特許可能と判断されて申請された案件の我が国における申請から一次審査通知までの期間。ただし、他庁等から特許庁に必要書類が送付されるために要する期間は除く。